

## 筑波研究学園都市平和委員会規約

### (名 称)

第1章 この会は筑波研究学園都市平和委員会（略称、つくば平和の会）とよび、日本平和委員会、茨城県平和委員会を上部機関として、事務所を筑波研究学園都市内におきます。

### (目 的)

第2条 この会はあらゆる人びとの平和の願いをもとにし、戦争と侵略の政策、すべての他民族支配に反対し、日本と世界の平和の確立に寄与することを目的とします。

### (事 業)

第3条 この目的を実現するため、次の事業を行います。

- (1) 平和のために、広く市民に呼びかけて、あらゆる必要な行動を行います。
- (2) 思想、信条、政派の違いをこえて、平和のために寄与するあらゆる団体、個人と手をつないで活動します。

### (構 成)

第4条 この会は、思想・信条・政派の違いをこえて、規約に賛同する個人をもって構成される個人の加盟の組織です。

### (会 員)

第5条 この会に賛同し、会費をおさめる人は会員になれます。

第6条 会員は平和新聞を読み、この会の方針にそって自主的に活動します。

第7条 会員の入会は、この会で確認します。

### (賛助会員・協力団体)

第8条 この会の目的に賛同する個人は賛助会員に、団体は協力団体になれます。

この両者は、それぞれ賛助会費、協力費をはらいます。

### (基礎組織)

第9条 この会の基礎組織は職場、地域、学園単位に3名以上の会員でつくります。基礎組織は、責任者をおき、会員の話し合いにもとづいて活動します。

### (大 会)

第10条 大会は、この会の最高機関であり、理事会の決定により年1回ひらかれます。

大会は、年間の活動を総括し、決算の承認をおこない、新年度の方針と予算を決定します。必要な場合には臨時大会をひらくことができます。

第11条 大会は、会委員の過半数の出席によって成立します。

### (理事会)

第12条 理事会は、この会の執行機関で、会計監査を除く役員で構成し、大会の決定に

もとづいて会務を執行し、そのために必要な日常業務を処理する事務局を設けます。

(役員)

第13条 この会は次の役員をおきます。代表理事 若干名、事務局長1名、事務局次長1名、理事 若干名、会計監査 若干名。

第14条 役員は、大会で会員の中から選出され、その任期は1年とします。ただし、再選をさまたげません。

(顧問)

第15条 この会は、顧問を大会で推薦することができます。

(財政)

第16条 この会の経費は、会費、賛助会費、協力費、寄付金などでまかさないます。

第17条 各会費の額はつぎのとおりです。

- (1) 会費は月額600円とします。
- (2) 賛助会費は月額2000円以上とします。
- (3) 協力費は月額2000円以上とします。

第18条 会計監査は年1回以上、会計状況を監査し、大会に報告します。

(付則)

第19条 この会の規約の改正は大会で行います。

第20条 この会の規約に定めない事項は、上部機関の規約を適用します。

第21条 本規約は1982年4月16日より施行します。

1987年5月26日一部改正

2012年4月7日一部改正